

1 章



これから保育園の
申し込みをする方へ





1章 これから保育園の申し込みをする方へ

1章

これから保育園の申し込みをする方へ

1 保育園はどういうところですか？

1 保育園にはこんな種類があります

申込先	対象年齢	保育施設・事業	施設・事業概要
中央区役所など (P12②のとおり)	0～5歳 (東京都認可)	区立・私立認可保育所	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士数など）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。保護者が就労、疾病などの事由により家庭において保育を行うことが困難である場合に、保護者に代わって保育をするところです。
		区立・私立認定こども園（長時間・保育所部分）	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や一時預かりなどを行う施設です。長時間・保育所部分は、認可保育所に準じます。 ◎現在区内にある認定こども園は幼保連携型および保育所型です。
	0～2歳 (地域型保育事業)	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業です。
		居宅訪問型保育事業（障害児向け）	障害などで個別の対応が必要な子どもを対象に、住み慣れた居宅で1対1を基本として保育を行う事業です（待機児童対策事業とは異なります。）。
		居宅訪問型保育事業（待機児童向け）	認可保育所などに申し込み、待機となった子どもを対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。
		事業所内保育事業	会社の従業員用の保育施設で、定員の一部を地域枠とし、従業員の子どもと一緒に保育を行う事業です。
各保育施設	各施設ごとで設定 (認可外)	家庭的保育事業	家庭的保育者（保育ママ）の居宅において、家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員3人）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。 ◎現在、中央区では家庭的保育事業者の登録者がいないため、利用できません。
		東京都認証保育所	東京都独自の設置基準（施設の広さ、人員配置など）を満たし、都が独自に認証した認可外保育施設です。 区では、認証保育所を利用する方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている方を対象に、保育料の補助を実施しています。(P86 参照)
		企業主導型保育事業	企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する事業です。
		認可外保育施設	東京都福祉局のホームページで一覧を掲載しています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

◎本冊子では、認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）・地域型保育事業のうち小規模保育事業、事業所内保育事業を総称して、保育園といいます。

◎保育園は保護者の就労や疾病などの理由で、保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育するところです（幼児教育や集団生活を経験させることなどを目的とする場合は、対象になりません。）。



2 お子さんの年齢・月齢によってクラスが変わります

① 0歳児クラス

0歳児クラスは、利用する月の1日現在の日齢または月齢で、57日以上（出産日の翌日から起算して57日目の日が属する月の翌月1日から[ただし、57日目が月の1日の場合は、その月から]）のクラスと7カ月以上のクラスに分かれます。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

利用希望月	生年月日	
	0歳児クラス（57日以上）	0歳児クラス（7カ月以上）
令和6年 4月	令和5年 9月2日～令和6年 2月4日	令和5年4月2日～9月1日
令和6年 5月	令和5年10月2日～令和6年 3月5日	令和5年4月2日～10月1日
令和6年 6月	令和5年11月2日～令和6年 4月5日	令和5年4月2日～11月1日
令和6年 7月	令和5年12月2日～令和6年 5月5日	令和5年4月2日～12月1日
令和6年 8月	令和6年 1月2日～6月5日	令和5年4月2日～令和6年 1月1日
令和6年 9月	令和6年 2月2日～7月6日	令和5年4月2日～令和6年 2月1日
令和6年10月	令和6年 3月2日～8月5日	令和5年4月2日～令和6年 3月1日
令和6年11月	令和6年 4月2日～9月5日	令和5年4月2日～令和6年 4月1日
令和6年12月	令和6年 5月2日～10月5日	令和5年4月2日～令和6年 5月1日
令和7年 1月	令和6年 6月2日～11月5日	令和5年4月2日～令和6年 6月1日
令和7年 2月	令和6年 7月2日～12月6日	令和5年4月2日～令和6年 7月1日

② 1歳児から5歳児クラス

1歳児以上のクラスは、4月1日現在の満年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日
1歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
2歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
3歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日



1 章

これから保育園の申し込みをする方へ

2 保育園を申し込むにはどうすればよいですか？

1 申し込みから利用開始までの流れ



※内定しなかった場合でも、申し込みが有効(P52参照)であれば、現年度中は翌月以降もこの日程で利用調整を行います。

例) 6月の申し込み



各月の提出期限は P12 をご覧ください。

**2 保育園を申し込むに当たり「教育・保育給付認定」を受ける必要があります**

- 保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることの認定（「子どものための教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）」）を受ける必要があります。
- 教育・保育給付認定の申請は保育園の申し込みと同時に行うことができます。
- 教育・保育給付認定では、教育・保育給付認定区分、保育必要量、有効期間、保育を必要とする事由が認定されます。

① 教育・保育給付認定区分

お子さんの年齢や保育の希望の有無により、1号から3号までの区分で認定します。
保育を希望される方の認定区分は2号認定または3号認定になります。

1号認定	満3歳以上で、幼児期の教育を希望される方
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方

② 「保育必要量」

2号認定・3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」があります。希望がなければ、「保育標準時間」で認定します。

保育標準時間	両親ともフルタイム勤務等（月120時間以上の就労）を想定した利用可能時間です。（8～11時間の範囲内）
保育短時間	両親のいずれかがパートタイム勤務等（月120時間未満の就労）を想定した利用可能時間です。（9～17時の間で8時間以内）

③ 「有効期間」と「保育を必要とする事由」

2号認定・3号認定の有効期間は、3歳の誕生日の前々日、小学校就学前、保育を必要とする事由ごとに設定された下表の期間のうち、一番早く到達する期間で認定します。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（利用希望月）	有効期間 終期
就労（復職予定を含む） （月48時間以上）	仕事を開始する月または復職する月	仕事をやめた月または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2カ月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
求職活動	求職活動を開始する月または採用される月	開始月・採用月の翌々月（期間は3カ月間）
学校等に在学・職業訓練 （月48時間以上）	学業・訓練を始める月	卒業した月
育児休業	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳になった年度末の月
その他	保育が必要となった月	家庭での保育が可能になった月

- 教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合、保育園の申し込みの有効期間も終了になります（妊娠・出産、求職活動は特に注意してください。）。
- 転入予定の場合、転入後に中央区民としての再申請をした翌月から、認定します。
- 保育を必要とする事由が両親で異なる場合は、原則として有効期間の短い方の事由での認定になります。
- 育児休業は在園児の下のお子さんの育児休業を取得する場合があります。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

3 申込書類の提出期間・提出場所について

提出された申込書類は、区で内容を確認させていただきます。後日、必要に応じて状況をお尋ねしたり、追加書類の提出をお願いしたりすることがあります。

① 提出期間（締め切り間際は、受付窓口が大変混み合います）

利用希望月	郵送・窓口受付の提出期間 (申し込み後の変更も含まれます)	オンライン申請の提出期間
令和6年1・2月	令和5年10月2日(月)～11月30日(木)	令和5年10月2日(月)～11月23日(木)
令和6年3月	3月利用は取り扱いません。	3月利用は取り扱いません。
令和6年4月	第1回 令和5年10月2日(月)～11月30日(木) 第2回 令和6年2月1日(木)～2月14日(水)	第1回 令和5年10月2日(月)～11月23日(木) 第2回 令和6年2月1日(木)～2月7日(水)
令和6年5月	令和6年3月1日(金)～3月29日(金)	令和6年3月1日(金)～3月22日(金)
令和6年6月	令和6年4月1日(月)～4月30日(火)	令和6年4月1日(月)～4月23日(火)
令和6年7月	令和6年5月1日(水)～5月31日(金)	令和6年5月1日(水)～5月24日(金)
令和6年8月	令和6年6月3日(月)～6月28日(金)	令和6年6月3日(月)～6月21日(金)
令和6年9月	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)	令和6年7月1日(月)～7月24日(水)
令和6年10月	令和6年8月1日(木)～8月30日(金)	令和6年8月1日(木)～8月23日(金)
令和6年11月	令和6年9月2日(月)～9月30日(月)	令和6年9月2日(月)～9月23日(月)
令和6年12月	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)	令和6年10月1日(火)～10月24日(木)
令和7年1・2月	未定(決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および中央区ホームページでご案内します。)	
令和7年3月	3月利用は取り扱いません。	

- ◎ 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。
区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所では土曜日の申し込みも受け付けていますが、事前に各施設にお問い合わせください。
- ◎ 上記の日程から変更になることがあります。その場合、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」や中央区ホームページでお知らせします。
- ◎ 令和7年4月申し込みの提出期間については、令和7年1・2月と同様、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および中央区ホームページでご案内します。

② 提出場所（受付時間は午前8時30分～午後5時です）

- 中央区役所6階保育課保育入園係
- 日本橋・月島特別出張所
- 中央区保健所
- 日本橋・月島保健センター
- 区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

- ◎ 区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所に申込書を提出する場合は、P19に記載の「個人番号(マイナンバー)確認」書類と「本人確認」書類の写しを提出する必要があります。
- ◎ 区外にお住まいで区内在勤・在学の方が中央区の保育園を申し込み場合は、提出場所が異なります(P46をご確認ください)。
- ◎ 中央区役所6階保育課保育入園係以外での受付は、申込書類の受領のみとなります。提出に際してご質問などがある場合は、保育入園係までお越しください。

③ 郵送での提出について

郵送で提出する場合は「中央区役所保育課保育入園係」宛てに上記各提出期間最終日必着でご提出ください。

- ◎ 郵便事故などによる書類の紛失を防ぐために、特定記録郵便などの利用をお願いします。
- ◎ FAX・メールでの提出は受け付けていませんのでご注意ください。



④ マイナポータル「ぴったリサービス」によるオンライン申請について

オンライン申請での申込締切日は各利用希望月の申込締切日の7日前までとなりますのでご注意ください。

◎ オンライン申請を行う場合には以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・パソコン、ICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

◎ 下記申請はオンライン申請での受付は出来ません。

- ・転園または月極延長保育のみを希望される方
- ・認定こども園（短時間・幼稚園部分）の利用を希望される方
- ・中央区民で区外の保育園への入園を希望される方



「ぴったリサービス」によるオンライン申請

詳細はこちらをご確認ください。

4 申し込みに必要な書類について

下表の書類から、自身に必要な書類をご提出ください。

変更がある場合は、その都度必ず変更を届け出てください。(P52参照)

必要書類	必要な方
① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	全員
② 保育の必要性を証明する書類	全員
③ ◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方
④ 保育料などを算定するための書類	中央区で区市町村民税が課税されていない方
⑤ ご家族に関する書類	ご家族に事情のある方（該当する方のみ）
⑥ お子さんに関する書類	お子さんに事情のある方（該当する方のみ）
⑦ ◆月極延長保育申込書	月極延長保育を希望する方
⑧ 転入の予定を確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑨ 申込児童の生年月日が確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑩ マイナンバー制度に伴う確認書類	全員
⑪ ◆提出書類チェックシート	全員

◎ ①と②の書類の提出がない場合は利用調整の対象になりません。

兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方は③を必ずご提出ください。

また④～⑨については、書類の提出がない場合には利用調整に一切反映されませんのでご注意ください。(※)

※例えば、認可外保育施設に預けている旨について申込書に記載があったとしても「◆受託証明書」の提出がなければ利用調整には反映されません。

◎ 中央区に転入予定で申し込む方は⑧および⑨を必ずご提出ください。

「◆」の書類は中央区ホームページからダウンロードできます。



中央区トップページ ▶ 子育て・教育 ▶ 子育て ▶ 保育園・幼稚園など ▶ 保育園 ▶ 認可保育所 ▶ 申請書・届出書のダウンロード



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書

申し込みの基本になる書類です。P96 に記入例がありますので、ご確認の上記入してください。

② 保育の必要性を証明する書類

保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることを確認するための書類です。

提出対象者：保護者全員分

有効期間：利用希望月の初日から半年以内に発行された書類

(例) 令和6年4月利用申し込み ➡ 令和5年10月2日以降に発行されたものが有効

保育を必要とする事由	提出書類	書類の説明
就労 月48時間以上 (復職予定を含む) 〔従業員の方〕	【下記以外の方】 ◆就労証明書	●指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください (P100 に記入例があります。) ●就労先が複数ある場合は一カ所につき一枚ずつすべてご提出ください。
	【派遣社員の方】 ①◆就労証明書 ②直近の労働者派遣契約書または就業条件明示書の写し (復職予定の場合は、産休前のもの)	●①、②のいずれも提出が必要です。 ●派遣元の会社に就労内容の証明を依頼してください。 ●派遣先がわかる証明として契約書または明示書の写しを添付してください。
就労 月48時間以上 (復職予定を含む) 〔 ・自営業主 (個人事業主) ・経営者 ・会社役員 ・家族従業者 〕	①◆就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類 (営業証明)	●①、②のいずれも提出が必要です。 ●①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。「事業を営んでいることを証明する書類(営業証明)」の提出がない場合は、 <u>利用調整指数が減算</u> されます。 ●②は右表をご参照ください。(※)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	●表紙と分娩予定日の記載があるページの写しをご提出ください。
疾病・障害	①診断書の写し ②障害者手帳の写し (両面)	●①は必ずご提出ください。病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されている必要があります。 ●②はお持ちの方のみご提出ください。
介護・看護	①◆介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況が分かる書類 (診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し(両面)など)	●①、②のいずれも提出が必要です。 ●①は指定の書式に記入してください。
災害復旧	り災証明書	区にお問い合わせください。
求職活動	①◆求職活動状況申立書 ②ハローワーク受付票の写し ③離職票の写し	●①は必ずご提出ください。 ●②はお持ちの方のみご提出ください。 ●③は生計の中心者が失業中のときにご提出ください。 ※入所が内定後、求職活動する方は①のみご提出ください。
学校等に在学・ 職業訓練 月48時間以上	①◆在学証明書 ②学生証の写し	●①、②のいずれも提出が必要です。 ①は指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ●在学先は学校教育法規定の施設に限ります。



※個人事業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要を確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつお選びいただき、写しをご提出ください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 [直近3カ月分をご提出ください。 [復職予定の方は産前産後休暇前の3カ月分です。]]
<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ●営業許可証などの事業の許可証 ●税務署へ提出した開業届出書 ※電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受領したことを確認できる書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ●事業の名称・所在地・内容などが分かるパンフレットやホームページ など 	<ul style="list-style-type: none"> ●出勤簿、通勤記録、就労状況申告書 など ●給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） など <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> <ul style="list-style-type: none"> ●営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ※契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

▶父または母が会社命令による単身赴任となっている方

提出書類 ①◆就労証明書

単身赴任「有」の記載があり、主な就労先住所が遠隔地であるもの

単身赴任となった保護者が育児休業中の場合は、利用調整基準表の優先順位3は適用されません。

②遠隔地に住んでいることを証明する書類(※)

居住している物件の賃貸借契約書または直近の公共料金支払領収証など(日付・住所が記載されているもの)

※申込締切日の時点で②の書類の提出がない場合は、利用調整基準表の優先順位3は適用されません。

③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表

兄弟姉妹で入所（転園）の申し込みをする場合「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」が必要となります。

兄弟姉妹で内定する際の園の組み合わせは、本確認表を基に決定しますので、必ず記載の各申込条件をご確認の上、希望する条件を選択してご提出ください。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

④保育料などを算定するための書類

保育料などの算定および「利用調整基準表（P32～33参照）優先順位12番」の適用のため、保護者全員分の区市町村民税を証明する書類の提出が必要となります。以下の表を確認して、該当する方は書類をご提出ください。
中央区民であっても、申し込み時に育児休業取得などで区市町村民税を申告しておらず、配偶者の扶養にも入っていない場合は、申告を行った上で「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」にその旨を記載してご提出ください。

令和6年4月～8月利用希望 (9月以降も利用を希望する方は右欄も併せて確認してください)	令和6年9月～令和7年2月利用希望
(ア) 令和5年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く) 利用希望月の提出期限までに、令和5年度の区市町村民税課税自治体(令和5年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和5年度課税(非課税)証明書をご提出ください。	(イ) 令和6年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く) 利用希望月の提出期限までに、令和6年度の区市町村民税課税自治体(令和6年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和6年度課税(非課税)証明書をご提出ください。
海外からの転入(海外在住も含む)などにより日本で課税されていない方	
令和5年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。	令和6年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。
◎収入がない場合は「◆年間収入申告書」に「収入0円」と記入しご提出ください。	
生活保護を受けている方	
生活保護受給証明書	
上記に該当しない方(単身赴任などで現在も中央区に住居登録がない方)	
(ア)と(イ)と同様の手続きをしてください	

- ◎ 上記の手続きについては、祖父母などの18歳以上の方が同住所にいて、かつその方が「家計の主宰者」と判断される場合、保護者の方と同様に課税を算定するための手続きが必要になります。
- ◎ 申込書提出後に区市町村民税を申告した場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」にその旨を記載してご提出ください。
- ◎ 転入予定の方は「住民税課税(非課税)証明書」をご提出ください。提出がない場合、利用調整基準表の優先順位12番は適用されません。

手続きがない場合、保育料および月極延長保育料は最高額で決定します。
最高額となった月の属する年度が過ぎると、以降は変更することができません。



⑤ ご家族に関する書類（該当する場合のみ）

ご家庭の状況に合わせて下表の書類の写しをご提出ください。
 利用調整において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。

ひとり親家庭 (いずれかひとつ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍全部事項証明書（受理証明書） ● 児童扶養手当証書 ● 事件係属証明書（調停期日通知書） （調停期日通知書は調停が係属中と判断できる書類に限ります。）
保護者やお子さん（兄弟・姉妹含む）が障害者手帳・証書などを所持している家庭（両面）	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳 ● 愛の手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 特別児童扶養手当証書 ● 障害基礎年金証書

⑥ お子さんに関する書類（該当する場合のみ）

お子さんの状況に合わせて、下表の書類をご提出ください。

認証保育所・企業主導型保育事業所・認可外保育施設・一時預かり・ベビーシッターにお子さんを預けているとき	<p>◆ 受託証明書</p> <p>◎ <u>一時預かり・ベビーシッターを利用しているときは、申込締め切り日まで預けている実績が分かる書類を添付してください。</u> 申込時に予約表を提出している場合は、実績が分かる書類を後日速やかにご提出ください。</p> <p>◎ ベビーシッターは、全国保育サービス協会に登録があるなど、事業として行っている方に限ります。</p>
お子さんの健康・発達で気になることがあるとき（P50 参照）	◆ 健康状態調査書



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

⑦◆月極延長保育申込書

延長保育が継続的に必要な方(目安としては週3日以上)の申込書です。延長保育時間についてはP30をご覧ください。

申し込みできる方

- ・区内在住で1歳児クラス以上のお子さんの保護者
 - ・保育必要量が「保育標準時間」と認定されている方
 - ・保護者が就労(就労内定も含む)または、学校等に在学もしくは職業訓練をしていて、週3日以上お迎え時間に間に合わない方
 - ・保育料を滞納していない方
- ◎1歳児クラス以上のお子さんであっても、同じ園に0歳児クラスの弟妹がいる場合は、利用することができません。
- ◎産前産後休暇・育児休業を取得している期間は、利用することができません。

提出期間・提出場所

提出期間・提出場所は保育園の利用を希望する場合と同じです。詳細についてはP12をご覧ください。

保育園を既に利用中の方は在園している保育園にご提出ください。ただし転園の申し込みをする方で、転園先での月極延長保育を同時に申し込む方については、P12の提出場所で構いません。

申し込みに必要な書類

- ◆月極延長保育申込書
- ◆就労証明書など(ひとり親家庭の方はP17の⑤ご家族に関する書類をご提出ください)
- ◆直近3カ月の勤務実績
 - ※会社を退職した時間がわかるものをご提出ください。ただし、就労証明書の就労時間帯が午後6時30分以降の場合は、提出不要です。
- ◆兄弟姉妹入所(転園)条件確認表(兄弟姉妹で延長保育を希望する場合のみ)

▶スポット延長保育の申し込みについて

月10回程の利用であれば、こちらを利用してください。

利用する際は、直接園に申し込むことになりますので、詳細は在園施設に直接お問い合わせください。

なお申し込みできる方は、次のとおりです。

- ・区内在住で1歳児クラス以上のお子さんの保護者
- ・保育料を滞納していない方

⑧転入の予定を確認できる書類

利用希望月の前月末までに転入することがわかる下表の書類をご提出ください。

- ①◆中央区への転入誓約書
- ②不動産の売買(賃貸借)契約書の写し

- ①および②をご提出ください。
- ②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。

◎①の書類は、転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されていることが必要です。

◎利用希望月の申込期限までに、上記書類の提出がない場合(不備がある場合を含む。)は、申し込みを受け付けすることはできませんのでご注意ください。

⑨申込児童の生年月日が確認できる書類

下表の①、②のいずれかをご提出ください。

- ①母子健康手帳の写し
- ②P19記載の「本人確認」書類の写し

- ①は表紙と出生届出済の証明があるページの写しをご提出ください。
- ②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。



⑩ マイナンバー制度に伴う確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、保育園の利用を希望する方は、申し込み手続きに必要な書類の一つである「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出する際は、マイナンバーを記載していただくとともに、番号法に基づく「個人番号（マイナンバー）確認」と「本人確認」が必要となります。

中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センターに申し込みされる方は、以下の書類を窓口で提示してください。

申込書類を保育園に提出する場合、郵送で提出する場合、または中央区に在勤・在学されており他自治体に提出する場合は、申込書類と一緒に以下の書類の写しを封筒などに入れ、封をしてご提出ください。

ただし、マイナポータル「ぴったりサービス」による提出の場合は不要です。

保護者（父母）本人が申し込みする場合（代表して申し込みされる方の分のみ必要です。）

「個人番号（マイナンバー）確認」書類	個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
「本人確認」書類	<p>【顔写真付証明書】（以下のうち1種類必要です。） 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など</p> <p>【顔写真なし証明書】（以下のうち2種類必要です。） 健康保険被保険者証（※）、後期高齢者医療被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など ※郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング（黒で塗りつぶすこと）した上でご提出ください。</p>

保護者（父母）以外の方が申し込みする場合

- ◆代理権の確認書類（委任状）
- 申込者（保護者のうちいずれか）の番号確認書類
上記表「個人番号（マイナンバー）確認」書類のうち、いずれか1種類の写し
- 代理人の本人確認書類
上記表「本人確認」書類を参照

⑪ ◆ 提出書類チェックシート

- 本シートは、提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。
- 調整指数に関する書類などが不足している場合、利用調整基準表の調整指数は適用されません。そのため必ず本シートにて必要書類を確認し、申込書などの書類と併せて本シートをご提出ください。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

3 中央区の保育園と保育事業にはどのようなものがありますか？

1 中央区保育園の一覧です

①京橋地域 保育園一覧

令和6年4月1日現在

保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
				57日	7カ月						
区立認可保育所	① 桜川保育園	入船1-1-13	(3553)0020	139	7	4	20	21	29	29	29
	② 明石町保育園	明石町12-1	(3542)0020	128	-	11	19	23	25	25	25
	③ 築地保育園	築地4-15-1	(3543)3156	123	-	11	20	23	23	23	23
	④ 八丁堀保育園	八丁堀4-5-10	(3537)6551	79	4	2	9	16	16	16	16
私立認可保育所	⑤ まなびの森保育園銀座	銀座1-12-6	(6264)4645	93	4	2	15	15	19	19	19
	⑥ プライト保育園東京入船	入船3-5-10 藤和入船ビル2F	(5540)0190	40	-	-	8	8	8	8	8
	⑦ TKチルドレンズ ファーム湊校	湊1-2-9 TKオフィスビルディング 1~4F・B1F	(6222)9440	65	-	6	11	12	12	12	12
	⑧ ぼけっとなんど明石町 保育園	明石町7-15 ばばす明石町ビル2・3F	(5148)1102	91	-	-	16	18	19	19	19
	⑨ さくらさくみらい 新富町	築地3-1-12 フィルパーク TOKYO GINZA Shintomi.Lab 1~3F	(6260)4838	28	-	-	10	10	4	2	2
	⑩ さくらさくみらい 築地	築地3-10-7	(6264)1439	48	-	-	6	9	11	11	11
	⑪ 太陽の子新川保育園	新川1-24-1 ユニオ新川永代通りビル2F	(6222)6611	95	-	-	19	19	19	19	19
	⑫ アイグラン保育園新川	新川1-26-9 新川イワデビル1・2F	(5542)0848	80	6		14	15	15	15	15
	⑬ ミアヘルサ保育園 ひびき八丁堀	新川2-30-3 NMビル1~4F	(6262)8715	80	3	3	14	15	15	15	15
認可保育所 小計			1,089	63		181	204	215	213	213	
区立認定 こども園	⑭ 京橋こども園	京橋2-17-7	(3564)5531	60	-	6	10	11	11	11	11
私立認定 こども園	⑮ 昭和こども園	八重洲2-1-4 八重洲セントラルスクエア 1~3F・B1・B2F	(5542)1731	58	-	-	12	12	14	14	6
認定こども園 小計			118	-	6	22	23	25	25	17	
地域型 保育事業	⑯ キャリー保育園八丁堀 (小規模保育事業)	湊1-2-2 大倉ビル1F	(6228)3426	18	3	7	8	3歳児以降は桜川保育園に進級します			
	⑰ Kuukids (事業所内保育事業)	銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル1F	(5524)2867	12	-	4	4	3歳児以降はまなびの森保育園銀座に進級します			
地域型保育事業 小計			30	7	11	12	-	-	-	-	
合計			1,237	76		214	239	240	238	230	

◎八丁堀保育園、京橋こども園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。運営事業者および指定期間などは、中央区ホームページをご確認ください。
◎Kuukidsの問い合わせは、施設長宛てに午前10時～午後5時の間に連絡してください。
◎さくらさくみらい 新富町、昭和こども園は、進級に必要な定員枠を確保するため、順次定員を拡大する予定です。
◎昭和こども園に隣接する城東小学校の通学区域外にお住まいの方は、昭和こども園の卒園を理由に城東小学校へ入学することはできません。区立小学校の就学に関することは学務課学係（3546）5514 へお問い合わせください。



1章 これから保育園の申し込みをする方へ

認可保育所



認定こども園



小規模
保育事業

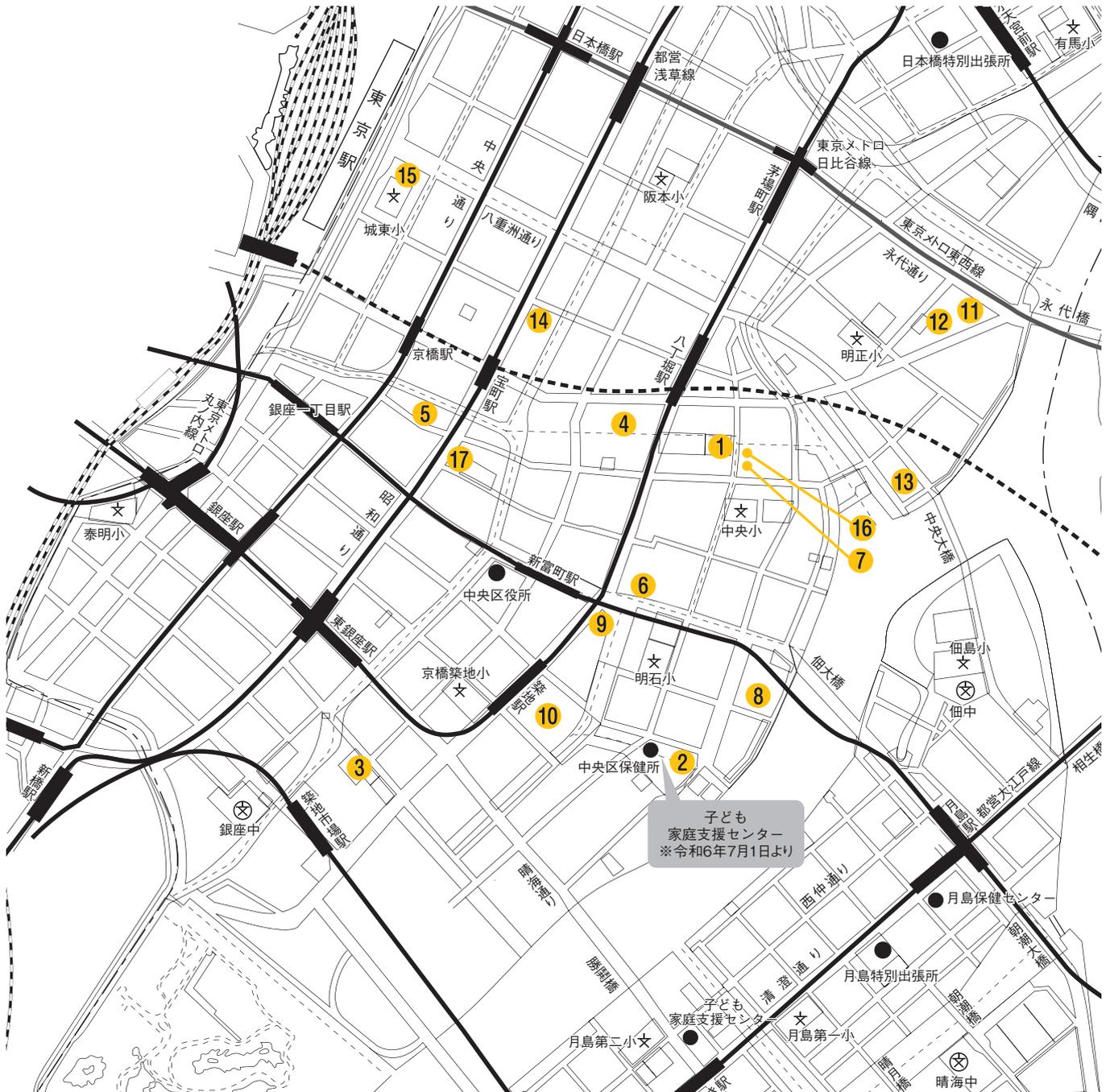


事業所内
保育事業



1章

これから保育園の申し込みをする方へ



◎子ども家庭支援センターは、令和6年7月1日から中央区保健所4階に移転する予定です。
 詳細は P89 をご確認ください。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

②日本橋地域 保育園一覧

令和6年4月1日現在

	保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
					57日	7カ月					
区立認可保育所	18 十思保育園	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア3F	(5651)3915	94	-	12	13	15	18	18	18
	19 堀留町保育園	日本橋堀留町1-1-1 日本橋保健センター2F	(5641)0125	81	-	9	12	12	16	16	16
	20 人形町保育園	日本橋人形町2-14-5	(3669)3450	105	-	12	15	18	20	20	20
	21 日本橋保育園	日本橋蛸殻町1-1-2	(3666)9584	91	-	7	12	18	18	18	18
	22 浜町保育園	日本橋浜町3-37-1	(3668)2353	125	7	5	18	23	24	24	24
私立認可保育所	23 にじいろ保育園小伝馬町	日本橋小伝馬町13-7 銀泉日本橋小伝馬町ビル1~4F	(3527)2484	72	2	3	10	12	15	15	15
	24 ほっぺるランド日本橋堀留町	日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル1F	(6661)7579	70	-	9	11	12	12	13	13
	25 さくらさくみらい 人形町	日本橋富沢町2-6	(6231)0597	74	3	3	12	14	14	14	14
	26 まちのてらこや保育園	日本橋富沢町4-1 ミスホテル1・2F	(6661)2216	30	-	-	6	6	6	6	6
	27 アイグラン保育園日本橋	日本橋富沢町9-10 稲村ビル1F	(6264)9465	60	9		10	10	10	10	11
	28 かふう保育園日本橋	日本橋富沢町10-18 日本橋富沢町スクエア2F	(6661)7087	70	-	6	12	13	13	13	13
	29 モニカ人形町園	日本橋人形町3-7-5 IKTビル1~4F	(6264)9244	60	-	-	12	12	12	12	12
	30 グローバルキッズ かきがら園	日本橋蛸殻町1-16-11 EDGE日本橋蛸殻町1・2F	(3666)5411	45	-	-	9	9	9	9	9
	31 アイグラン保育園水天宮	日本橋蛸殻町1-29-9 ネオテック水天宮ビル1・2F	(6264)9202	90	9		15	16	16	17	17
	32 キッズラボ水天宮前園	日本橋蛸殻町1-35-5 セイラン水天宮前1・2F・B1F	(5643)8484	48	-	-	-	12	12	12	12
	33 キッズラボ水天宮前園分園	日本橋蛸殻町1-25-7 澤田ビル1F		8	-	-	8	-	-	-	-
	34 THREE STAR NURSERY 蛸殻町園	日本橋蛸殻町2-15-5 水天宮CPビル1~4F	(6661)7945	110	6	6	22	22	22	17	15
	35 コピーブリスクール ほごさき	日本橋箱崎町17-9 箱崎升喜ビル1・2F	(6661)7046	70	6		11	12	13	14	14
	36 テンダーラビング 保育園東日本橋	東日本橋1-4-6 東日本橋一丁目ビル1・2F	(5825)4324	70	-	-	13	13	14	15	15
	37 ミアヘルサ保育園 ひびき東日本橋	東日本橋1-5-13 セイワ東日本橋ビル1~4F	(5829)8581	90	-	-	18	18	18	18	18
	38 ほっぺるランド東日本橋	東日本橋3-3-3 Anelaビル1~3F	(5962)3841	72	-	6	12	13	13	14	14
	39 さくらさくみらい 東日本橋	東日本橋3-6-15	(6661)9939	58	2	3	10	10	11	11	11
	40 ナーサリールーム ベリーベアー日本橋	日本橋久松町9-4	(5847)4067	70	-	-	12	13	15	15	15
	41 AIAI NURSERY 日本橋浜町	日本橋浜町1-9-12 日本橋プラザビル2F	(5829)5815	50	-	4	8	8	10	10	10
	42 キッズハウス浜町公園	日本橋浜町2-44-4 第17村上ビル1・2F	(6264)9870	30	-	-	-	-	10	10	10
	43 キッズハウス浜町公園 分園	日本橋浜町2-29-6 河合ビル1F・B1F	(6264)9177	18	-	3	7	8	-	-	-
	44 グローバルキッズ浜町園	日本橋浜町3-40-3 パークホームズ日本橋浜町ザレジデンス1・2F	(6661)7287	40	-	-	5	10	10	10	5
	45 EDO 日本橋保育園	日本橋3-15-10	(6262)5971	60	-	5	11	11	11	11	11
	46 ほっぺるランド茅場町	日本橋茅場町2-16-6	(6810)7630	60	-	-	10	15	15	10	10
	認可保育所 小計				1,921	137	314	355	377	372	366
	こども園 私立認定	47 阪本こども園	日本橋兜町15-18	(6661)1176	72	-	-	12	15	15	15
認定こども園 小計				72	-	-	12	15	15	15	15
合計				1,993	137	326	370	392	387	381	

◎十思保育園、堀留町保育園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。運営事業者および指定期間などは、中央区ホームページをご確認ください。
 ◎グローバルキッズ浜町園、ほっぺるランド茅場町は、進級に必要な定員枠を確保するため、順次定員を拡大する予定です。
 ◎阪本こども園は幼稚園と保育所が一体となった運営を行う私立の幼保連携型認定こども園となりますので、保育料以外のその他費用を施設に確認し、ご理解の上お申し込みください。
 ◎モニカ人形町園は、令和6年6月に日本橋人形町3-4-8 1~4Fへ移転する予定です。



1章 これから保育園の申し込みをする方へ

認可保育所

認定こども園



1章

これから保育園の申し込みをする方へ





1章

これから保育園の申し込みをする方へ

③月島地域 保育園一覧

令和6年4月1日現在

認可保育所	区立認可保育所	保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
						57日	7カ月					
	48	つくだ保育園	佃2-2-2	(3531)3595	131	-	13	19	24	25	25	25
	49	月島保育園	月島2-10-3	(3531)6933	128	7	5	18	23	25	25	25
	50	かちどき西保育園	勝どき1-8-1 勝どきビュウタワー3F	(3534)7681	120	7	5	16	20	24	24	24
	51	勝どき保育園	勝どき1-4-1	(3531)5901	143	-	13	20	23	29	29	29
	52	晴海保育園	晴海1-5-15	(3533)1463	107	-	11	16	20	20	20	20
	53	さくらさくみらい 佃	佃1-4-8	(5547)4139	49	-	-	8	8	10	10	13
	54	さくらさくみらい つくだ大通り	佃1-10-7 コンフォール月島 1~3F	(5859)5139	50	-	-	14	14	10	6	6
	55	ほっぺるランド佃	佃1-11-8 ピアウエストスクエア ノースウ イング2F・サウスウイング2F	(3532)5230	92	-	6	12	17	19	19	19
	56	保育所まあむ 月島駅前園	佃2-10-9 ライオンズタワー月島1F	(3520)8600	39	-	-	-	-	13	13	13
	57	保育所まあむ 月島駅前園分園	月島1-3-14 ドゥーエ月島1F	(5166)7541	30	5	-	12	13	-	-	-
	58	みちてる保育園	佃2-22-2	(3531)8809	64	-	7	9	12	12	12	12
	59	ほっぺるランド相生橋つくだ	佃3-2-11 エムエー月島 1~3F	(3520)9301	40	-	-	12	13	5	5	5
	60	ほっぺるランド佃大橋	月島1-1-13 プライマル月島1・2F	(5859)0571	50	-	-	10	10	10	10	10
	61	太陽の子月島保育園	月島1-5-2 キャピタルゲートプレイス2F	(5547)8343	95	-	9	16	16	18	18	18
	62	アンジェリカ月島保育園	月島2-13-5 オルフェ月島ビル 1~3F	(6204)9344	100	-	-	20	20	20	20	20
	63	クオリスキッズ月島保育園	月島3-16-1 アヴェルナー月島1~3F	(6910)1417	60	-	-	16	17	14	8	5
	64	月島雲母保育園	月島3-26-11 レジデンスシャルマン月島1F	(6864)9810	60	-	5	11	11	11	11	11
	65	さくらさくみらい 東仲通り	月島4-3-14	(5534)9439	50	-	-	7	7	12	12	12
	66	さくらさくみらい 月の岬	月島4-4-11	(3520)9833	57	-	-	8	10	13	13	13
	67	月島聖ルカ保育園	月島4-5-8	(3533)6231	99	9	-	18	18	18	18	18
	68	勝どきちとせ保育園	勝どき2-16-3	(3536)1233	80	-	6	12	12	16	17	17
	69	まなびの森保育園勝どき	勝どき3-3-7 KNリバーシティ2F	(6220)8786	70	6	-	12	12	13	13	14
	70	ほっぺるランド勝どき	勝どき3-4-4	(5859)0450	130	-	15	20	23	24	24	24
	71	ほっぺるランド清澄通り 勝どき	勝どき3-7-2	(6910)1640	80	-	-	16	18	20	13	13
	72	さくらさくみらい パークタワー勝どき	勝どき4 (住居番号未定) 2F	(6457)9539 (開設準備室)	30	-	-	10	7	7	3	3
	73	さくらさくみらい 勝どき	勝どき4-8-4	(6910)1039	40	-	-	12	12	12	2	2
	74	アスク勝どき保育園	勝どき4-8-14	(3536)7402	74	9	-	13	13	13	13	13
	75	ベネッセ勝どき保育園	勝どき5-1-17 勝どきザ・リバーフロント2F	(3534)7661	45	-	-	9	9	9	9	9
	76	ほっぺるランド新島橋 かちどき	勝どき5-2-15 EDGE勝どき1・2F	(6228)2250	114	3	6	18	18	23	23	23
	77	勝どきえほん保育園	勝どき6-1-9	(6204)2401	90	-	-	15	18	19	19	19
	78	ニチキッズさわやか 勝どき6丁目保育園	勝どき6-3-1 ザ・トーキョータワーズシアター3F	(3531)8854	45	9	-	18	18	-	-	-
	79	ニチキッズさわやか 勝どき6丁目保育園分園	勝どき4-13-8	(6219)6461	60	-	-	-	-	20	20	20
	80	太陽の子晴海トリトン保育園	晴海1-8-2 晴海トリトンスクエア展示棟3F	(6228)2085	49	-	-	9	10	10	10	10
	81	ポピンズナーサリー スクール晴海	晴海2-1-40 晴海フロント2F	(5547)8487	72	-	-	-	18	18	18	18
	82	ポピンズナーサリー スクール晴海分園	晴海2-3-2 ザ・パークハウス晴海タワーズ ティアロレジデンス1F	(6204)2384	24	6	-	18	-	-	-	-
	83	さくらさくみらい 晴海	晴海2-5-24 晴海センタービル1F	(3520)9811	26	3	3	10	10	右記の保育園に 進級予定		
	84	小学館アカデミー 晴海保育園	晴海3-6-8 スカイリンクタワー2F	(5547)5717	33	3	6	12	12	-	-	-
	85	小学館アカデミー 晴海保育園分園	晴海2-2-42 パークタワー晴海1F	(5547)0127	45	-	-	-	-	15	15	15
	86	アスク晴海3丁目保育園	晴海3-10-1 Daiwa晴海ビル1F	(5547)8019	45	5	-	8	8	8	8	8
	87	ポピンズナーサリースクール らテラス HARUMI FLAG	晴海5 (住居番号未定) 3F	(3447)2102 (開設準備室)	100	9	-	27	27	17	10	10
	88	ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園)	晴海5 (住居番号未定) 1F	(3447)2102 (開設準備室)	114	12	-	36	36	20	10	-
	89	ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(分園)	晴海5 (住居番号未定) 1F	(3447)2102 (開設準備室)	10	-	-	-	-	-	-	10
	認可保育所 小計				2,940	203	537	577	572	525	526	



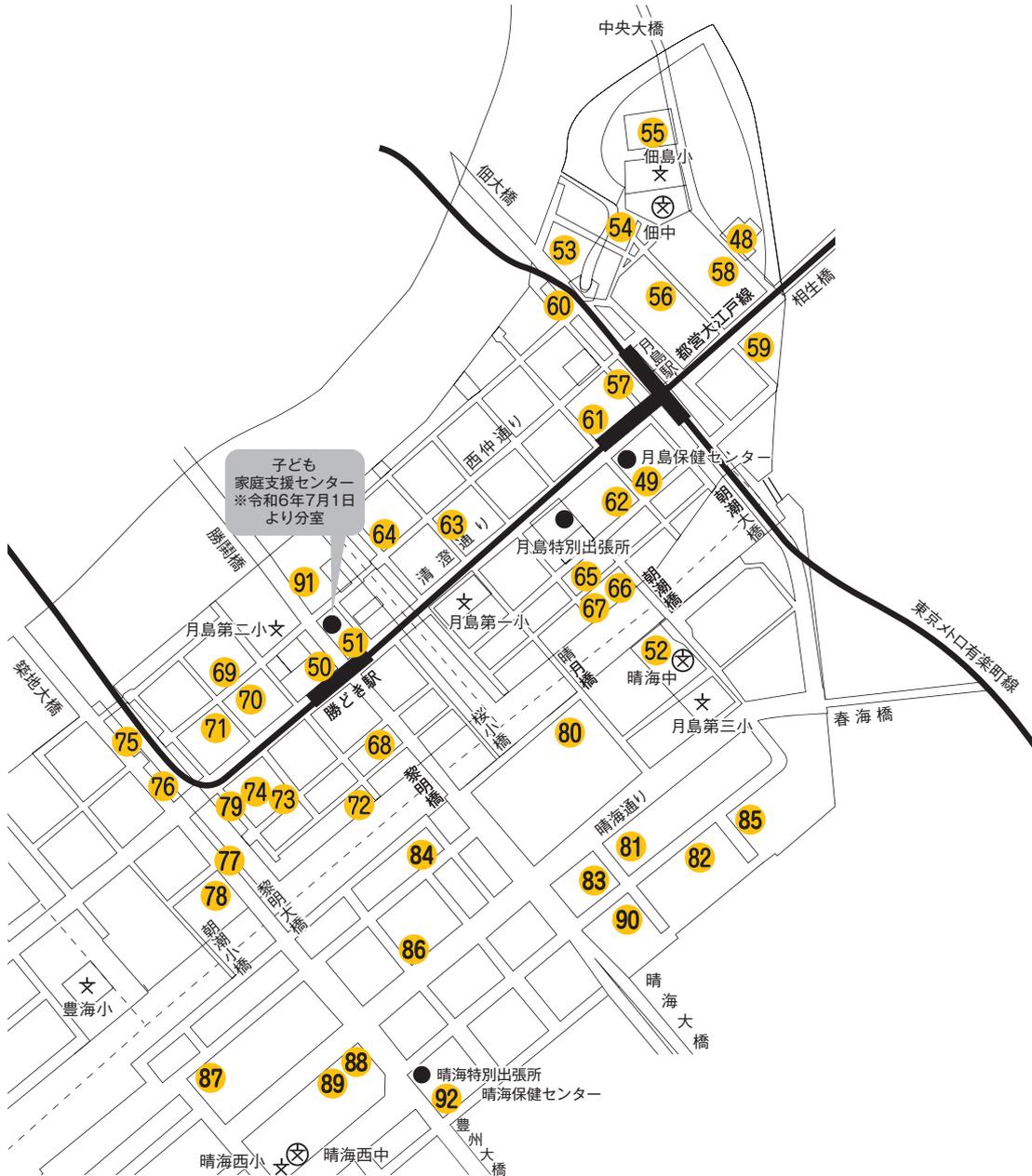
1章 これから保育園の申し込みをする方へ

認可保育所

認定こども園



保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
				57日	7カ月	7カ月	7カ月	7カ月	7カ月	7カ月
90 晴海こども園	晴海2-4-31	(3534)3551	120	-	12	15	18	25	25	25
91 小学館アカデミー 勝どきこども園	勝どき1-3-1 フリリアイスタワー勝どき2F	(5547)8550	105	-	15	18	18	18	18	18
92 渋谷教育学園 晴海西こども園	晴海4-8-1	(6204)2620 (開設準備室) ※9月20日から	100	-	-	20	20	20	20	20
認定こども園 小計					27	53	56	63	63	63
合計				3,265	230	590	633	635	588	589



- ◎さくらさくみらい 晴海の2歳児クラス在籍児は、3歳児クラス以降は希望により晴海こども園または勝どき保育園に進級します。ただし、各園5人の定員のため、希望者数が定員を超えた場合は、抽選により進級先を決定する予定です。なお令和6年10月以降に2歳児クラスに入園(転園)した場合は、次年度の進級先を選ぶことはできません。抽選後に辞退者が出ても繰り上げ当選することはありません。
- ◎晴海こども園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。運営事業者および指定期間などは、中央区ホームページをご確認ください。
- ◎さくらさくみらい 佃、さくらさくみらい つくだ大通り、ほっぺるランド相生橋つくだ、ほっぺるランド佃大橋、クオリスキップ月島保育園、さくらさくみらい 東仲通り、ほっぺるランド清澄通り勝どき、さくらさくみらい 勝どきは、進級に必要な定員枠を確保するため、順次定員を拡大する予定です。
- ◎ポピンズナーサリースクール晴海分園における延長保育は、利用児が少ない場合、本園に移動して合同で延長保育を行うことがあります。
- ◎さくらみらい パークタワー勝どき、ポピンズナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG、ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園・分園)の開設時期、定員については変更となる場合があります。
- ◎ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 分園における延長保育は利用児が少ない場合、本園に移動して合同で延長保育を行うことがあります。
- ◎渋谷教育学園晴海西こども園は、幼稚園と保育所が一体となった運営を行う私立の幼保連携型認定こども園となりますので、保育料以外のその他費用を施設に確認し、ご理解の上お申し込みください。また、進級枠確保や周辺の人口状況などに応じて、毎年定員を変更する予定です。なお、晴海西小学校通学区域外にお住まいの方は、渋谷教育学園晴海西こども園の卒園を理由に晴海西小学校へ入学することはできません。区立小学校の就学に関する場合は学務課学事係(3546)5514へお問い合わせください。

1章
これから保育園の申し込みをする方へ



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

④中央区保育園 一覧

地域	園名
京橋	① 桜川保育園
	② 明石町保育園
	③ 築地保育園
	④ 八丁堀保育園
	⑤ まなびの森保育園銀座
	⑥ プライト保育園東京入船
	⑦ TKチルドレンズファーム湊校
	⑧ ぼけっとランド明石町保育園
	⑨ さくらさくみらい 新富町
	⑩ さくらさくみらい 築地
	⑪ 太陽の子新川保育園
	⑫ アイグラン保育園新川
	⑬ ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀
	⑭ 京橋こども園
	⑮ 昭和こども園
	⑯ キャリー保育園八丁堀
	⑰ Kuukids
日本橋	⑱ 十思保育園
	⑲ 堀留町保育園
	⑳ 人形町保育園
	㉑ 日本橋保育園
	㉒ 浜町保育園
	㉓ にじいろ保育園小伝馬町
	㉔ ほっぺるランド日本橋堀留町
	㉕ さくらさくみらい 人形町
	㉖ まちのてらこや保育園
	㉗ アイグラン保育園日本橋
	㉘ かふう保育園日本橋
	㉙ モニカ人形町園
	㉚ グローバルキッズかきがら園
	㉛ アイグラン保育園水天宮
	㉜ キッズラボ水天宮前園
	㉝ キッズラボ水天宮前園分園
	㉞ THREE STAR NURSERY 蛸殻町園
	㉟ コピーブリスクールはこざき
	㊱ テンダーラビング保育園東日本橋
	㊲ ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋
	㊳ ほっぺるランド東日本橋
	㊴ さくらさくみらい 東日本橋
	㊵ ナーサリールーム ベリーベアー日本橋
	㊶ AIAI NURSERY 日本橋浜町
	㊷ キッズハウス浜町公園
	㊸ キッズハウス浜町公園分園
	㊹ グローバルキッズ浜町園
	㊺ EDO 日本橋保育園
	㊻ ほっぺるランド茅場町
	㊼ 阪本こども園

地域	園名
月島	④⑧ つくだ保育園
	④⑨ 月島保育園
	④⑩ かちどき西保育園
	④⑪ 勝どき保育園
	④⑫ 晴海保育園
	④⑬ さくらさくみらい 佃
	④⑭ さくらさくみらい つくだ大通り
	④⑮ ほっぺるランド佃
	④⑯ 保育所まゐむ月島駅前園
	④⑰ 保育所まゐむ月島駅前園分園
	④⑱ みちてる保育園
	④⑲ ほっぺるランド相生橋つくだ
	④⑳ ほっぺるランド佃大橋
	④㉑ 太陽の子月島保育園
	④㉒ アンジェリカ月島保育園
	④㉓ クオリスキッズ月島保育園
	④㉔ 月島雲母保育園
	④㉕ さくらさくみらい 東仲通り
	④㉖ さくらさくみらい 月の岬
	④㉗ 月島聖ルカ保育園
	④㉘ 勝どきちとせ保育園
	④㉙ まなびの森保育園勝どき
	④㉚ ほっぺるランド勝どき
	④㉛ ほっぺるランド清澄通り勝どき
	④㉜ さくらさくみらい パークタワー勝どき
	④㉝ さくらさくみらい 勝どき
	④㉞ アスク勝どき保育園
	④㉟ ベネッセ勝どき保育園
	⑤⑰ ほっぺるランド新島橋かちどき
	⑤⑱ 勝どきえほん保育園
	⑤⑲ ニチキッズさわやか勝どき 6丁目保育園
	⑤㉑ ニチキッズさわやか勝どき 6丁目保育園分園
⑤㉒ 太陽の子晴海トリトン保育園	
⑤㉓ ポピンスナーサリースクール晴海	
⑤㉔ ポピンスナーサリースクール晴海分園	
⑤㉕ さくらさくみらい 晴海	
⑤㉖ 小学館アカデミー晴海保育園	
⑤㉗ 小学館アカデミー晴海保育園分園	
⑤㉘ アスク晴海 3丁目保育園	
⑤㉙ ポピンスナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG	
⑤㉚ ポピンスナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園)	
⑤㉛ ポピンスナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(分園)	
⑤㉜ 晴海こども園	
⑤㉝ 小学館アカデミー勝どきこども園	
⑤㉞ 渋谷教育学園晴海西こども園	



1章 これから保育園の申し込みをする方へ

1章

これから保育園の申し込みをする方へ



◎子ども家庭支援センターは、令和6年7月1日から中央区保健所へ移転する予定です。
詳細はP89をご確認ください。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

2 その他の保育事業について

① 居宅訪問型保育事業（障害児向け） 一覧



令和6年4月1日現在

事業名 (事業者名) 電話	利用可能地域	対象児童
障害児訪問保育アニー { 特定非営利活動法人 } フローレンス (6811)0907	中央区全域 「障害児保育園ヘレン東雲」 を同時に利用する場合は、バス送迎可能地域（入船、湊、明石町、築地、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海）に居住の方のみ対象となります。	● 保育の必要性があり、医療的ケアや疾病・障害などの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた1歳児クラス～未就学児（0歳児は要相談） ※「障害児保育園ヘレン東雲」では、主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度の心身障害児（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう・気管切開・人工呼吸器を必要とする児童を含む）が対象となります。対応の可否については、事業者にお問い合わせください。

- ◎ 保育日は、月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）です。
- ◎ 保育時間は、午前8時～午後6時の間で8時間以内です。
- ◎ 事前に、事業者において預かりが可能であるかをご確認の上、事業の利用について区にご相談ください。
- ◎ 定員は事業者と協議の上、決定します。定員を超えて申し込みがあった場合は、区の利用調整によって利用者を決定します。申込方法や利用調整については、認可保育所の規定に準じます。
- ◎ 保護者は、事業者と直接利用契約を結びます。
- ◎ 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については、区の補助制度があります。（月上限20,000円が実費額の2/3のいずれか低い方）

② 居宅訪問型保育事業（待機児童向け） 一覧



令和6年4月1日現在

事業名 (事業者名) 電話	対象児童	定員	保育者
ポピンズナニーサービス { 株式会社ポピンズ } ファミリーケア 0120-27-2100	保育園に申し込み、待機（見込み含む。）となっている0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスのお子さん。ただし、以下の方は利用対象となりません。 ● 申し込みをした希望園が1園のみの方 ● ご自宅において保育環境を確保できない方	20人 (歳児ごとの定員設定はありません)	以下の資格者が複数人でローテーションを組んで保育を行います。 ● 居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育士 ● 保育士と同等以上の知識および経験を有すると区長が認める者

<P29に続く>



1章 これから保育園の申し込みをする方へ

1章

これから保育園の申し込みをする方へ

保育時間等について

	通常保育	延長保育
保育時間	保育標準時間： 午前7時30分から午後6時30分まで 保育短時間： 午前8時30分から午後5時までのうち 8時間以内	保育標準時間： 午後6時30分から7時30分まで (0歳児クラスのお子さんは利用できません) 保育短時間： 預かり時間後2時間を限度 (0歳児クラスのお子さんは午後6時30分まで)
保育料	認可保育施設と同額	1時間当たり1,000円
保育者の交通費	1日 1,100円 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については区の補助制度があります。(月上限20,000円が実費額の2/3のいずれか低い方)	
給食	昼食、おやつなどは保護者の方にご用意いただきます。 保育者は調理不可ですが、食事の温めや簡単な盛り付けであれば可能です。	

- ◎保育日は、月～土曜日(祝日、年末年始を除く。)です。
- ◎面談の際に保育室の環境と広さを確認します。明らかに自宅内で保育に適応しないと判断する場合は利用できない場合があります。また保育環境が整わず、利用開始が遅れる場合があります。
- ◎保育時間中は、必ずベットをケージに入れてください。
- ◎障害のあるお子さんについては、運営事業者との面談において、安全にお預かりすることが可能であると判断されたお子さんが対象となります。また、保育者の確保状況により希望する利用月での利用開始が難しい場合や、利用開始後の慣れ保育に時間を要する場合があります。
- ◎保育中に兄弟が帰宅する場合、上のお子さんを保育することはできません。在宅の場合、別途、請求が発生する場合があります。
- ◎居宅訪問型保育事業はベビーシッターと異なり、保育所保育指針に準ずる保育内容が求められており、習いごとや指定された場所への送迎、家事サービスは行いません。
- ◎保育園の申し込みは引き続き有効になります。居宅訪問型保育事業の利用期間中(準備期間を含む)に希望する保育園の入所が内定した場合は、内定した園に入所していただきます。辞退した場合は、居宅訪問型保育事業の利用の継続はできません。
- ◎居宅訪問型保育事業の利用開始後の翌月分の利用調整から加点(0、1歳児クラス申し込み児:+1点、2歳児クラス申し込み児:+3点)がつかまず。
- ◎申し込み方法、提出期間、必要書類等の詳細は中央区ホームページをご確認ください。

③期間限定型保育事業 一覧

令和6年4月1日現在

実施施設	対象児童	利用期間
5歳児クラスの保育室などが空いている新設の保育園など	次の条件をすべて満たす場合に対象になります。 ●事業の利用を開始する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること。 ●1歳児クラス該当児童であること。 ●3号認定(保育標準時間)の支給認定証の交付を受けていること。 ●保護者が1日8時間以上かつ月20日以上労働に従事(復職予定を含む。)または内定しており、保育を必要としていること。 ●保育園に申し込み、待機となっている方(見込み含む。)。	1歳児クラス該当期間の年度末まで(次年度以降の継続はできません。) また、年度途中でも、区外転出や退職などで要件に該当しなくなった場合は、利用できなくなります。 ※募集する園の定員に空きがある場合は実施いたしません。

- ◎保育日は、月～土曜日(祝日、年末年始を除く。)です。
- ◎保育料は認可保育施設と同額です。保育料は保育園へ直接お支払いください。区から保育料の金額を保育事業者へお知らせします。
- ◎月極延長保育は利用できません。スポット延長保育は定員に空きがある場合に利用できます。スポット延長保育料も保育園と同額です。
- ◎保育園の申し込みは引き続き有効になります。希望する保育園の入所が内定した場合は、内定した園に入所していただきます。辞退した場合は、期間限定型保育事業の利用の継続はできません。
- ◎申込児が当該年度内に本事業を利用している場合、2歳児クラスの4月入所申込時の調整指数は「+2点」となります。ただし、4月入所を保証するものではありません。
- ◎就労時間は就業規則に基づく勤務時間(休憩時間を含む)とし、残業・通勤時間は含みません。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

3 保育園などで保育を行う日と時間について

保育を行う日は、月～土曜日（祝日、年末年始を除く。※1）で、時間は下表のとおりです。

保育園で保育を行う日と時間は、申込時に提出された就労証明書記載の就労時間を基に、園長がご家庭の状況を確認して決定します。例えば、保護者の方が働いている場合は、通勤時間を含む就労時間がお子さんの保育時間となります（家事などの時間は含みません。）。

土曜日の保育については、保護者（父母どちらも）の「◆就労証明書」に土曜日の就労の記載が必要です。

育児休業中のご家庭でお子さんの保育が可能なため、早番（概ね午前7時30分～8時30分）・遅番（概ね午後5時～6時30分）にかかる時間帯のお預かりは原則できません。具体的な保育時間の設定については、通っている保育園の園長とご相談ください。産前産後休暇取得中も同様となります。

1歳児クラス以上（P9参照）のお子さんは、延長保育も利用できます。延長保育には、継続的に必要な方（目安としては週3日以上）のための「月極延長保育（申込方法はP18参照）」と急な残業などにより必要となる方のための「スポット延長保育」があります。延長保育は定員を設定しているため、利用できない場合があります。また、0歳児クラスは、お子さんが1歳を迎えても、利用できません。

保育施設・事業	通常保育	延長保育	
		月極・スポット	スポット
下記以外の保育園	午前7時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～7時30分	—
まなびの森保育園勝どき	午前7時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～7時30分	午後7時30分 ～8時
まなびの森保育園銀座			午後7時30分 ～8時30分
コピープリスクールはこざき			
保育所まゐむ月島駅前園			
小学館アカデミー勝どきこども園			午後7時30分 ～10時
京橋こども園			
月島聖ルカ保育園	午前7時15分 ～午後6時15分	午後6時15分 ～7時15分	—
Kuukids	午前8時～午後7時	午後7時～9時	—
居宅訪問型保育事業 （障害児向け） ^{（※1）}	午前8時 ～午後6時 ^{（※2）}	—	—
居宅訪問型保育事業 （待機児童向け）	午前7時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～7時30分	—

※1 居宅訪問型保育事業（障害児向け）については、保育を行う日から土曜日を除きます。

※2 8時間以内での利用となります。

◎保育日・時間についての詳細は、各園に直接お問い合わせください。



4 保育園に入れるかどうかはどうやって決まりますか？

1 利用調整は次の手順で行います

申込締切日までに提出された申込書や保育の必要性を証明する書類を基に、以下の手順で利用調整を行います。

中央区利用調整基準表に基づき、世帯ごとに「基本指数」を付けます。
ひとり親世帯などの事情がある場合は「調整指数」を加算します。

「利用調整指数 = 基本指数（父） + 基本指数（母） + 調整指数」



基本指数と調整指数の合計が高い順番に並べられます。同一指数の場合は「優先順位」に基づき順位が決定されます。

例：1位（指数）基本指数 40 点
（優先順位）養育児童 2 人・区在住期間 200 日
2位（指数）基本指数 40 点
（優先順位）養育児童 1 人・区在住期間 200 日
3位（指数）基本指数 39 点
（優先順位）単身赴任・養育児童 2 人・区在住期間 400 日
3位の優先順位は他より高いですが、指数が低いので順位が下です。



順位が高い方から、希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。保育園の希望順位に関わらず、指数の合計の順位が高いお子さんから利用が内定します。

例：A さん（40 点の第 6 希望）と B さん（39 点の第 1 希望）→ A さんが内定



希望園に空きがない場合または上位の方で希望園が埋まってしまう場合は、内定せず、保留となります。その後、次の順位の方の希望園について空きがあるかどうかを確認していきます。



申し込みしているすべての方の確認を終えるか、すべての保育園の空きがなくなった時点で利用調整を終了します。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

2 利用調整基準表で、保育の必要性を指数化します

令和6年度中央区利用調整基準表

次に該当する場合は調整指数の加算・優先順位の適用をしません。

- 1 利用希望月以前の1年以内に内定辞退したことがある場合
 - 例：令和6年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和7年4月利用調整まで
- 2 在園児・卒園児に3カ月以上の保育料の滞納がある世帯（正当な理由により滞納していると区が認めたときを除く）
 - この場合は上記1よりも後に順位づけされます。

基本指数

番号	類型	保護者の状況		指数	保育の提供期間	
			細目			
1	居宅外労働	月20日以上	(1)	1日8時間以上の就労を常態	20	就労をする期間
			(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	19	
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18	
		月16日以上	(4)	1日8時間以上の就労を常態	17	
			(5)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16	
	居宅内労働	月12日以上	(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15	
			(7)	1日8時間以上の就労を常態	14	
		(8)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13		
	その他	(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12		
	(10)	上記のほか、勤務の態様から保育が必要と認められる場合				
2	ひとり親家庭	(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	20	必要な期間	
3	妊娠・出産 疾病・障害	出産	(1)	出産前後休養のため保育が必要な場合	12	必要な期間
			長期入院	(2)	入院中・入院予定者(1か月以上)※入園月中に入院予定があるものを含む。	
		居宅内	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患	20	
			(4)	安静（おおむね日中4時間以上就床）	16	
	心身障害者	(5)	一般療養	12		
		(6)	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 精神障害者保健福祉手帳1～3級	20		
		(7)	身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	16		
		(8)	身体障害者手帳4級	12		
4	介護・看護	入院・通院 入所・通所付添い	(1)	月20日以上かつ1日4時間以上の付添い	18	看護・介護を 必要とする期間
			(2)	月16日以上かつ1日4時間以上の付添い	15	
			(3)	月12日以上かつ1日4時間以上の付添い	12	
	自宅療養	(4)	常時介護・重度介護	18		
		(5)	随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）	15		
		(6)	一般療養	12		
5	災害復旧	(1)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	必要な期間	
6	求職活動	就労内定 就学内定	(1)	1日8時間以上の就労内定または就学内定	13	1か月
			(2)	1日6時間以上8時間未満の就労内定または就学内定	12	
	未定	(3)	1日4時間以上6時間未満の就労内定または就学内定	11	3か月	
		(4)	求職のため日中外出を常態	11		
7	就学・訓練	通学・通所	(1)	学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号1 を準用	通学等が終了する 月の末日まで
8	特例	その他	(1)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認める場合		必要な期間

※出産予定月とその前2カ月および出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

【基本指数に関する注意事項】

- ①就労時間は就業規則に基づく勤務時間（休憩時間を含む）とし、残業・通勤時間は含まれません。
- ②保護者が保育に当たれない要件が2つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。ただし、出産要件とそれ以外の要件が重複した場合は、出産要件が適用されます。
- ③番号2は児童扶養手当証書などの書類や実態調査などにより客観的に状況が確認できた場合に適用します。
- ④番号3は具体的に病名・症状・回復見込み、日中のお子さんの保育が必要であることが確認できる場合に限ります。
- ⑤番号4は原則として同居親族の介護・看護の場合です。
- ⑥就労日数・時間が少ない場合や実績が確認できない場合は番号6を準用します。
- ⑦番号7の職業訓練施設とは、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を行う施設をいいます。
- ⑧産後休暇または育児休業から復職予定の場合は、雇用契約上の就労日数および就労時間により判断します。
- ⑨番号8や表中空欄の指数については、申込者の実情に応じて各番号の指数を準用した形で利用調整します。

【注意！】

基本指数・調整指数・優先順位は、利用希望月の申込締切日を基準日として決定します。利用希望月までに状況が変わり、指数等が変更する場合は内定取り消しまたは退園となることがあります。ご家庭の状況に変更があった場合は必ず届出を行ってください。（P52参照）



1章 これから保育園の申し込みをする方へ

1章

これから保育園の申し込みをする方へ

調整指数

番号	条件	指数	
1	社会的養護が必要な場合（虐待・DVなど）	世帯に加算	+7
2	ひとり親世帯	世帯に加算	+5
3	生活保護受給中の場合	世帯に加算	+4
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯に加算	+4
5	育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込み場合	再申込児に加算	+4
		再申込児の弟・妹に加算	+2
6	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所(転園)を希望する場合（当該園の利用調整のみ加算）	申込児に加算	+3
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯に加算	+1
8	申込児が家庭的保育事業を利用している場合(2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入所から適用)	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
9	申込児が居宅訪問型保育事業(待機児童向け)を利用している場合(2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入所から適用)	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
10	申込児が当該年度内に期間限定型保育事業を利用している場合(2歳児クラスの4月入所申込時に適用)	申込児に加算	+2
11	申込児を地域型保育事業所(家庭的保育事業以外)の保育施設（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入所から適用)	申込児に加算	+3
12	就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を認証保育所又は企業主導型保育事業所に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入所から適用)	申込児に加算	+3
13	就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設等(認証保育所、企業主導型保育事業所を除く)に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で預けている場合	申込児に加算	+3
14	子どものいる自宅内勤務で、危険物を扱う業種の場合	世帯に加算	+1
15	就労証明書の記載内容に対して、勤務実績、収入実績のいずれかもしくは両方とも整合性がない場合	世帯より減算	-2
16	保育料の滞納が3か月以上ある場合(卒園児含む)	世帯より減算	-5
17	保育料の滞納が6か月以上ある場合(卒園児含む)	世帯より減算	-10

【調整指数に関する注意事項】

- 番号5は、育児休業中かつ兄弟姉妹が同時に入所申し込みをしている場合のみ適用します。認可外保育施設に預けるなどにより、育児休業を終了（復職）した場合は、適用されません。
- 番号6は、兄弟姉妹が入所した翌月から適用されます。
- 番号6と番号8～13が重複した場合は番号6を適用します。
- 番号7は、兄弟姉妹2人以上が入所を希望する場合のみ適用され、同一世帯に転園申込をしている児童がいる場合は適用されません。
- 番号7は、兄弟姉妹どちらかがこども園（幼稚園部分）に在籍しており、当該施設（保育所部分）を申し込み場合は適用されません。
- 番号12、13は施設が発行した受託証明書の提出が必要になります。
- 番号8～13は、各申込締切日時点の状況が入所時期まで継続しているものとして適用します。入所時期までに受託状況が変わる場合は調整指数が変更となり、内定を取り消すことがあります。該当する場合は、早急に保育入園係までご連絡ください。
- 番号12、13は、育児休業取得中は加点の対象となりません。育児休業から復職した場合は、復職日以降に発行した就労証明書をご提出ください。
- 番号15は、就労証明書に添付すべき書類が不足しており実績の裏づけがない場合を含みます。
- 番号16、17は、正当な理由により滞納していると区が認めたときを除きます。

優先順位

番号	状況
1	利用者負担額の階層が生活保護費受給世帯と同程度の世帯（階層区分A・B・C・D1・D2までの順とする。）
2	ひとり親世帯
3	父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯
4	保護者または子ども（申込児童を除く。）が、1か月以上の入院・常時病臥の場合
5	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
6	子ども（兄弟姉妹を含む。）が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
7	区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合
8	兄弟姉妹同時入所申込（未入所児が3人以上又は双子の世帯）の場合
9	保護者が認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・企業主導型保育事業所で、児童の保育に従事又は従事する予定がある場合
10	養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯
11	中央区に継続して在住している期間が長い世帯（保護者の在住期間が異なる場合は長い方を基準とする。）
12	当該年度分（当該年度の4月から8月までの利用調整にあつては前年度分）の区市町村民税所得割課税額が低い世帯

【優先順位に関する注意事項】

番号10は、利用希望月の末日までに生まれている（予定含む）子の人数です。

【転入予定、区内在勤・在学などでの申し込みに関する注意事項】

- 転入予定で申し込んだ場合は、転入の予定を確認できる書類をご提出ください。
- 区外にお住まいで区内在勤・在学などで中央区の保育園を申し込んだ場合は、中央区民の利用調整後に利用調整をします。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

3 希望園はどのように選んだらいいですか？

保育園に確実に入れる選び方はありません。ただし、中央区の利用調整の方法に合った希望園の書き方があります。それは次のとおりです。

①中央区内のすべての保育園のうち、通うことが可能な園を記載します。

理由：内定を受け、その園へ通うことを辞退した場合、その後の利用調整では1年間調整指数と優先順位がつかなくなり、基本指数のみの取り扱いとなります。

また、引き続き保育園の申し込みを希望する場合は、改めて新規で申し込む必要があります。

中央区では希望園を何園でも記載することが可能です。しかし、通うことが難しい園を希望することは、辞退した場合に上記の取り扱いとなるため、避けた方が望ましいといえます。

希望する園は、通うことが可能な園を記載しましょう。

②通いたい保育園を行きたい順に記載します。

理由：希望園の順番は内定のしやすさに関係がありません。

中央区では、第1希望にした園ごとに順位を決め、その後に第2希望にした園ごとに順位を決めるといった利用調整はしていません。

そのため、内定しやすそうな園を第1希望にしても、指数などの順位を逆転して先に内定することはありません。

反対に、下の順位の方に抜かされることもないため、自分がどの順で保育園を希望するのかわかりやすく考えて申し込むとよいといえます。

保育園を選ぶときに、人気や入りやすさが気になるとの相談を受けますが、中央区では、申し込まれる方がそれらに左右されることなく希望園を選ぶことができる利用調整を行っています。

人気や入りやすさを考えるとうまく保育園が選べないことがあるため、希望園については他の方の動向を気にせず、本当に通いたい園を希望する順番に記載してください。

◎申し込みができない園（利用開始時点の年齢または月齢が、保育実施年齢または月齢に満たない園など）を希望したときは、当該園の希望については自動的に取り下げとなります。





4 育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

平成31年2月7日付厚生労働省の通知を踏まえ、保育所の入所申込において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の順位を下げる取り扱いをしています。

上記の取り扱いを希望する方は、以下の確認事項を必ずお読みください。

- 保護者が育児休業中の場合のみ、この取り扱いを希望できます。
- 転入予定の方は必ず転入の予定を確認できる書類を提出する必要があります。
- 基本指数・調整指数・優先順位は適用されず、0点となります。
- 利用調整の結果、入所保留となった場合、保留通知書が発行されます。

ただし、転入予定の方は必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区民として再申請する必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われない場合、保留通知書は発行できません。

- 申込有効期間は1カ月となります。そのためこの取り扱いを希望した申し込みの翌月以降、直ちに復職を希望する必要が生じた場合、再度の入所申込が必要となります。
- 複数の園を希望した場合、有効な最上位の園のみで選考を行います。
- 入所申込書の家庭の状況の記入内容を基に保育の必要性を判断するため「保育の必要性を証明する書類（P14②参照）」の提出は不要となります。この場合、支給認定証の保育を必要とする事由は「就労（育休）」となり、認定有効期間は1カ月となります。支給認定証が必要な方は区へお問い合わせください。「就労（育休）」以外の支給認定証が必要な方は「保育の必要性を証明する書類（P14②参照）」をご提出ください。
- この取り扱いを希望し、入所申込をしたものの、申込提出期限までにこの取り扱いを希望しなくなった場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に、この取り扱いの希望を取りやめる旨を記載し提出していただく必要があります。その際、併せて「保育の必要性を証明する書類（P14②参照）」をご提出ください。

5 申し込みに関するQ&Aについて

このほか、申し込みについてよくある質問を中央区ホームページに掲載していますのでご参照ください。

ホームページの場所

中央区トップページ ▶

子育て・教育 ▶

子育て ▶

保育園・幼稚園など ▶

保育園 ▶

認可保育所 ▶

認可保育所利用案内

▶ 令和6年度
申し込みに関するQ&A



